

# 業務説明資料

## 1 件名

横浜市交通局広報誌「ぐるっと」制作業務委託

## 2 履行期限

契約の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

横浜市交通局総務課

## 4 業務概要・目的

市営交通の事業や沿線情報を紹介し、その魅力のPRに資する広報誌を企画・制作する。なお、制作にあたっては、時節やターゲットに沿う記事の企画・提案を含むものとする。

### (1)考え方

横浜市営交通の広報誌として、市営交通沿線の魅力や市営交通に関する情報を発信することで、沿線地域と市営交通に対するイメージの向上を目指す。また、具体的なお出かけ情報を提供することにより、市営交通の利用促進を図るものとする。

#### ア 発信したい沿線地域のイメージ

- ・グリーンライン沿線の「子育てのしやすさ」
- ・生活に必要な機能がそろう「住みやすさ」
- ・緑豊かな自然を感じることのできる場所が点在する「心地良さ」
- ・昔から地域を見守ってきた人の繋がりや文化がすぐそばにある「安心できる環境」
- ・みなとみらいをはじめとする都心臨海部への「アクセスのしやすさ」

#### イ 発信したい市営交通のイメージ

- ・安全へのたゆまぬ努力・取組を続けていること
- ・地域とともに顔の見える関係を築く身近な交通機関であること
- ・安全・確実な交通サービスを提供するために真摯に誠実に行動していること
- ・お客様の気持ちに寄り添い、お客様の笑顔につながることを実践していること

### (2) 目的

- ア 市営交通の魅力や沿線の魅力について、(1)で示した考え方に基づき、掘り下げて取材・発信し、市営交通及び地域全体のイメージ向上を目指す。
- イ 沿線の具体的なお出かけ情報を掲載することにより、移動手段として市営バス・地下鉄を利用してもらう。
- ウ 市営交通の姿勢や取組内容を発信し、市営交通について理解を深めてもらう。

### (3) 主なターゲット

30~40 代ファミリー層、特に発信力のある女性をメインターゲット層とし、家族で気軽に外出か

けできる情報を求めている人に訴求する内容とする。

#### (4) 発行概要

##### ア 発行回数、時期

年4回刊行(令和6年7月(夏号)、9月(秋号)、12月(冬号)、令和7年4月(春号)予定)

##### イ 発行部数

各回2万4千部(予定)

##### ウ 主な配布場所

市営地下鉄全40駅、市営バス約800両車内、定期券発売所、観光案内所、横浜市役所市民情報センター、区役所、沿線観光施設など

#### (5) 主な掲載予定内容

次のア～オについて、特集面・交通事業情報・職員紹介情報などのコーナーに分けて掲載すること。  
工については最低年間2回の特集を組むこと。

##### ア 子育て情報

子育て世代へのブランド力向上のため、グリーンライン沿線の子育てスポットなどの紹介をすることで、子育てのしやすさを感じ、住みたい気持ちが高まるような魅力的な記事を掲載すること

##### イ 四季折々のお出かけ情報

桜や紅葉の見どころ紹介、街中の散策や公園での散策が楽しめるモデルコースの紹介、沿線の歴史が感じられるスポット・知られざる魅力など

##### ウ 沿線グルメ・お買い物スポットなど

沿線の人気店や話題の買い物スポットなどの情報に加え、地元で親しまれている店舗・工房・商店街などについて、紹介先と地域との繋がりや、沿線の歴史を知ることができるようなエピソードを取り材し、店主の人柄や商店街の雰囲気が伝わるような記事などを掲載すること

##### エ 地産地消等に関する情報(環境創造局農業振興課の事業)

「横浜農場」※に関する情報、沿線で地産地消に取り組んでいるお店の紹介、フルーツ・野菜狩り情報など

※「横浜農場」とは:横浜らしい農業全体(生産者、市民、企業などの農に関わる人々、農地・農景観、農業生産活動など)を一つの農場に見立て、「横浜農場」という言葉で表しています。横浜は大都市でありながら、市民に身近な場所で、野菜や米をはじめ肉などの畜産物まで多品目の新鮮な農畜産物が生産され、美しい農景観が広がっています。(詳細は環境創造局ホームページ参照)

##### オ 市営交通の情報・読者投稿・アンケート情報など

交通局の最新の取組、職員紹介、読者が沿線写真を投稿できるコーナー、読者の反応を知るためのアンケート&プレゼントコーナー、公式インスタグラム紹介など

## 5 制作物

### (1) 本誌本体(4回)

### (2) 本誌PR素材(ポスター、デジタルサイネージ用静止画・動画・WEB掲載用データ)(各4回)

### (3)公式インスタグラム PR ポスター(1回)

## 6 運営体制

- (1)業務全体の統括及び本市との調整窓口等を担う統括担当(ディレクター)を、契約後速やかに設置すること。
- (2)ディレクターは契約後速やかに本委託業務に係るライターやフォトグラファー、イラストレーターなどに関する適正かつ確実な業務遂行体制を作り、発注者に報告すること。また、緊急時(担当者の病気や退職等の理由で業務を履行できなくなった際)のバックアップ体制についてもあわせて報告すること。

## 7 業務内容・規格

### (1)業務内容

#### ア 紙面の総合デザイン・各号の企画立案・企画会議の開催

##### (ア)誌面の総合デザイン

広報誌全体をターゲットとなる読者層を引き付けるトーン＆マナーで構成する。特に表紙は市営交通事業及び沿線の魅力のPRを意識した構成を提案すること。

##### (イ)特集記事の企画、提案

・時節や環境創造局農業振興課の事業(横浜農場や地産地消サポート店)から、ターゲットに沿う、沿線の店舗、公園、施設、商店街等をリサーチし、毎号の特集記事2つを企画、提案する。特集のうち、年2回は横浜市内の地産地消に関する情報(環境創造局情報)とすること。企画内容によっては、再考を依頼することもある。

※環境創造局情報については、発注者からも情報の提供などを行うこととする。

・提案にあたっては、年間を通じて、市営バス、市営地下鉄ブルーライン、市営地下鉄グリーンラインの各エリアを万遍なく取り上げ、偏りがないように配慮すること。

・特集記事の内容決定は、発注者と協議し決定するものとする。

・本資料9で定める期限までに内容を決定すること。

##### (ウ) 企画会議

特集記事の提案を基に、ディレクター(必須)、ライター又はデザイナーは、誌面構成についての企画会議を実施する。企画会議は1号あたり1回以上開催するものとする。企画会議では発注者の年間広報計画を参考に、受託者が誌面構成案(交通局事業情報欄部分を除く)を提出し、各号の企画記事の内容やイラスト、写真及びスケジュール等を確認する。日程は、本資料9のとおりとし、都度相談の上、決定する。

#### イ 取材・写真撮影

- (ア) 特集記事の内容に応じて、店舗や施設などを直接訪問し、人物などの取材及び写真撮影を行うこと(各号につき10点程度)。取材にあたっては、取材先のアポイント調整を含め、取材や原稿及びWEB、公式インスタグラムへの掲載などに関する一切の調整を行い、掲載の同意を得ること。
- (イ) 取材先に対して、本誌持参者への、割引やプレゼントなどの期間限定特典を調整する。特典付与の具体的な件数は、発注者と相談の上、都度決定する。また、基本的に全取材箇所に対して、当該施設などが掲載された号の配架を調整すること。

## ウ 表紙・誌面の制作・編集

### (ア) 表紙制作

表紙は、広報誌を手に取りたくなる魅力的なものとするとともに、特集内容を分かりやすく表現すること。各号につき、表紙を3案程度作成し提案すること。

### (イ) 誌面に掲載する文章等の作成・編集

交通局事業情報については、基となる文章及び画像データを発注者が提供し、受託者はそれらを参考に記事を作成すること。必要に応じてイラスト、地図(最寄駅又は最寄バス停から当該施設への行き方が分かるもの)などを作成すること。点数は地図については概ね取材箇所の件数を上限とし、イラストは各号につき3~5点程度制作すること。

### (ウ) イベント情報の調査・掲載に係る調整

配布期間中に、市営交通を利用して訪問できる場所で開催される予定のイベントをリサーチし、掲載に係る調整をし、企画会議で提案すること。イベントは各号につき3件程度掲載するものとする。

### (エ) 読者投稿に関する調整

紙面の中に、読者が文や写真などを投稿できるコーナーを設けるとともに、投稿に係る募集及び掲載調整など、必要な業務を全て行うこと。また、応募状況などについて、企画会議の際に発注者に報告すること。

### (オ) アンケートに関する業務

・紙面の中に、読者の反応を測るためのアンケートコーナーを設けること。アンケートへの回答者にはイ(イ)の特典をプレゼントするなど、回答を促進するための企画も提案すること。

・各号ごとにアンケートの集計を行い、企画会議の際に発注者に報告するとともに、アンケート結果を次号以降の企画に反映する等の提案を行うこと。

## 工 本誌PR素材の作成

本誌の発行をPRするため、本誌と同一のトーン＆マナーによるデザインで、次のア～エのデータを制作すること。制作にあたっては、表紙のデザイン及び特集面の一部を抜粋し、各号の掲載記事が分かるような内容とすること。

### (ア) PRポスター

車内及び駅構内に掲出するためのPRポスターデザインをB3横もしくはB1縦で制作すること。ただし、印刷は含まないものとする。(どちらのサイズで作成するかは各号ごとに発注者と相談すること)

### (イ) デジタルサイネージ用静止画(縦型)

(ア)のPRポスターを元に、デジタルサイネージに掲出する静止画を用意すること。

【規格】70インチ(16:9)1920px×1080px(W920mm×H1587mm)

※入稿データは横長で作成してください。

ファイル形式:JPEG(RGBカラー)形式

### (ウ) 動画

車内ビジョンやSNSで発信する動画を制作すること。動画は、30秒(音声なし)とし、3~4枚の静止画及びアニメーション等を組み合わせること。

	解像度	形式
--	-----	----

ブルービジョン	横 1920px×縦 1080px	WMV(推奨)、MPEG-4
グリーンビジョン	横 1920px×縦 1080px	MPEG-2

※いずれもアスペクト比16:9

(工) WEB 掲載用データ

本誌を PR すると同時に、その内容をスマートフォンなどでも気軽に閲覧してもらうため、横浜市交通局 WEB サイトや掲載する用に、本誌に掲載する店舗や施設などの文章や画像データを納品すること。納品にあたっては、掲載店舗、施設などと調整を行い、横浜市交通局WEB 上に掲載することの同意を得ること。

WEB に掲載する内容については、各号ごとの企画会議で決定するものとするが、紙面に掲載する文章に加え、紙面に掲載しきれない情報・写真等についても、WEB 用に納品し、WEB の魅力を高めること。

【データの形式等】文章:ワード形式、画像:JPEG 形式

才 校正及び成果物納入

(ア) 校正

校正は最低3回行うものとする。校正に際して、修正を指示した際は速やかに対応すること。降版当日は、発注者の指示があるまで、ディレクター又はデザイナーが待機すること。なお、降版当日でもレイアウト、図、写真などの変更ができるものとする。

(イ) 成果物納入

Adobe Illustrator 最新版(アウトラインをかけたもの)、PDFデータで納入すること。なお、WEB 掲載用データ・動画データは、各項目で指定された形式で納入すること。

(ウ) 印刷業者に入稿

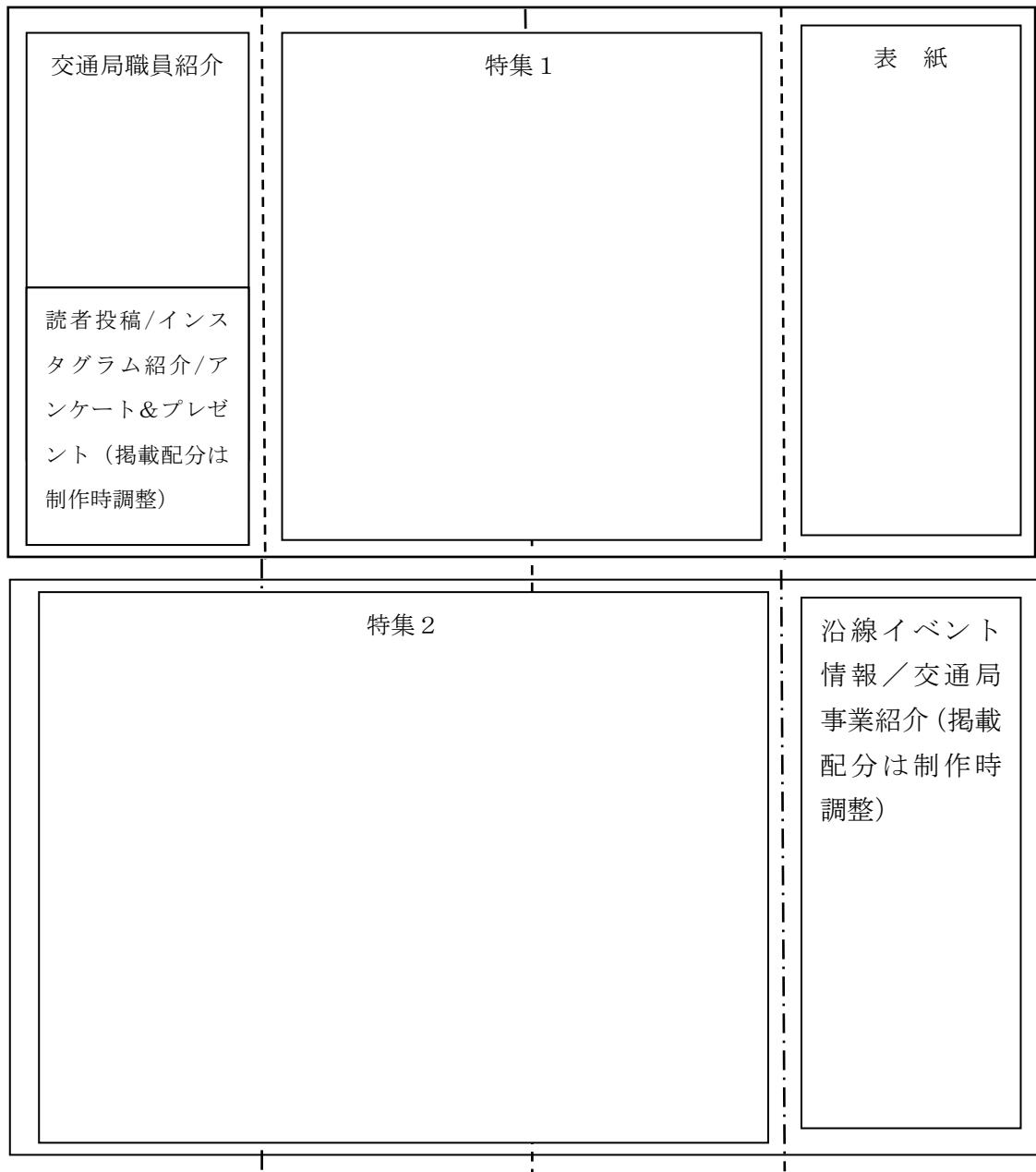
受託者が、完全版下と写真・イラストなど原稿を印刷業者に入稿する。完全版下は、印刷業者に指定された方式で指定期日までに印刷業者に渡すこと。

## (2)規格等

次の規格を基本とし、詳細は、発注者と打合せの上、決定する。

ア 規格 A3版横サイズ、両面4色刷り、蛇腹折り全8ページ

イ 構成案(  山折り  谷折り )



## 8 留意点

- (1)契約業者は毎号の編集打合せの際に、工程表を作成すること。
- (2)紙面作成にあたっては、著作権・個人情報等に関する法令を遵守し、人権・男女共同参画・カラーバリアフリーなどに配慮すること。
- (3)規格、配置、配色その他に関して、発注者と打合せの上、決定する。

## 9 履行期間・スケジュール

(1)履行期間 契約の日から令和7年3月 31 日まで

(2)スケジュール(案)

本誌の制作スケジュールは次を基本とし、詳細な日程は編集打合せ時に、都度、決定する。

	特集決定	企画会議	取材・版下製作	版下・ポスター・動画 WEB データ納品	(発行)
夏号	4月 20 日頃	4月上旬	~6月上旬	6月 15 日頃	7月1日
秋号	6月 15 日頃	6月上旬	~9月上旬	9月5日頃	9月 20 日
冬号	9月 30 日頃	9月上旬	~11 月下旬	11月 25 日頃	12月 10 日
春号	1月 10 日頃	12 月上旬	~3月上旬	3月 15 日頃	4月1日

## 10 支払い

部分払いとする(4回) ※各号ごとに請求書を発注者に提出すること。

## 11 その他

(1)担当課:横浜市交通局総務部総務課

(2)業務遂行においては、発注者の指示に従うこと。

(3)プロポーザルで特定された場合には、最大3年程度契約することを想定しています。ただし、複数年契約することを約束するものではありません。

(4)特別な理由がない限り、プロポーザルにて紙面を提案・作成したデザイナー及びライターは、令和6年度の通年業務に携わること。

特別な理由: 身体的理由(傷病)・天災など、やむを得ない理由によるもの。

(5)本著作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、対価の完済により発注者に移転する。

(6)受託者は発注者に対し、本著作物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。

(7)発注者が提供するデータ以外のものを使用する際は、著作権の問題が生じないように配慮すること。受託者が提供したデータにより著作権の問題が発生した場合には、受託者が全ての責任を負うものとする。

(8)取材及び写真撮影に要した費用は受託者負担とする。

(9)業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、当局との協議の上、進めるものとする。